令和4年度　事業計画

はじめに

港湾貨物運送事業における第１３次労働災害防止計画（２０１８年度から２０２２年度までの5か年計画）（以下「港湾１３次防」といいます。）では、計画期間中に

「死亡災害を撲滅すること」

「労働災害の死傷者（休業 4 日以上）を年間１００人未満とすること」

を目標としています。

令和３年の労働災害の発生状況をみると、死亡災害は１人で前年から３人の減少、休業災害は１３７人で前年から８人（７・１パーセント）の減少となりました。

一方、港湾１３次防期間中の４年間（2018 年から 2021 年まで）の死傷災害の発生件数を年平均でみると１４１件となっており、港湾１２次防期間中の年平均１３９件と比べて増加しています。

加えて、荷や荷役機械との接触・はさまれ巻き込まれ、高所からの墜落・転落、転倒といった従来型の災害が繰り返し発生しています。

このため、本年度は、港湾１３次防の最終年度の取組として、前記目標の達成に向けて、**死亡災害の撲滅**については、以下の「特定災害」

① 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害
② フォークリフト等の車両系荷役機械との接触による災害
③ 船内荷役作業での墜落・転落による災害
④ 海中への転落によるおぼれ災害

の防止を最重点とし、**休業災害を含む労働災害の大幅な減少**を目指した対策として、

① 墜落・転落による災害（沿岸作業を含む。）
② はさまれ、巻き込まれ災害
③ 転倒災害

の防止を重点として取り組むこととします。

また、今年度における取組においても、新型コロナ感染症の感染拡大防止にも留意しつつ、各種の対策を推進することとします。

さらに、現場における安全意識を一層高めるために、昨年度改定した指差呼称運動実施要領に基づき、指差呼称・危険予知運動の定着を強力に推進することとします。

第１　港湾における労働災害発生状況

１ 死亡災害

ア　令和３年における死亡災害は１人で、前年と比べ３人の減少となりました（表１）。

イ　当該災害は、船内荷役作業に先立って行われた綱とり作業の際に、繋船用ロープが飛来し被災したもです。

ウ　なお、会員事業場ではありませんが、港湾倉庫の扉を閉めようとした際に、鉄製の扉が

倒れ、その下敷きとなった死亡災害が発生しています。

エ　港湾13次防期間中の 4年間の死亡災害は15人ですが、港湾13次防の「特定災害」に該当する災害が、以下のとおり8人発生しています。

- 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害（3 人）
- フォークリフト等の車両系荷役機械との接触による災害（2人）
- 船内荷役作業での墜落・転落による災害（1 人）
- 海中への転落によるおぼれ災害（2人）

また、ストラドルキャリヤーの転倒による災害が、2人発生しています。

2 休業4日以上の労働災害

ア 令和3年に発生した休業4日以上の労働災害（会員事業場・協会調べ。以下同じ）は137人で、前年の145人と比べ8人、5．5パーセントの減少となりました。

イ これらの労働災害には、次のような特徴がみられます。

① 事故の型別では、「墜落・転落」が37人と最も多く、全災害の27．0パーセントを占めています。次いで、「はさまれ・巻き込まれ」が27人（ 19．7パーセント）、転倒が26人（19．0パーセント）と続き、この三つの事故の型で全災害の約3分の2を占めています。

② 災害発生に機械の運転が関連した79人についてみると、「フォークリフト」が28人と最も多く、次いで、「ガントリークレーン」が12人、その他が11人、「揚荷装置」が8人となっています。

③ 起因物別では、「もの揚げ装置等」と「荷」がともに36人、次いで「仮設物、建物等」が34人となっています。

④ 災害発生に荷がかかわった82人についてみると、「コンテナ」が22人と最も多く、次いで「ばら物」が14人となっています。

ウ 港湾13次防期間中の 2018年から昨年までの4年間の災害563人を見ると、以下のような特徴が見られます。

① 事故の型別では、「墜落・転落」が169人と最も多く、全体の災害の30．0パーセントを占めています。次いで、「はさまれ・巻き込まれ」が127人（22．6パーセント）、転倒が108人（19．2パーセント）と続き、この三つの事故の型で全災害の約7割を占めています。

② 災害発生に機械の運転が関連した364人についてみると、「フォークリフト」が105人と最も多く、次いで、「移動式クレーン」が54人、「ガントリークレーン」が45人となっています。

③ 起因物別では、「もの揚げ装置等」の146人が最も多く、次いで「仮設物、建物等」が123人、「荷」が119人となっています。

④ 災害発生に荷がかかわった414人についてみると、「コンテナ」が110人と最も多く、次いで「その他」が64人、「ばら物」が58人となっています。

第2　目標

① **死亡災害の撲滅**　（年間を通じて死亡災害0）

② **死傷災害100人未満**　（前年に比し38人、27．7パーセント以上の減少）

第３　港湾における労働環境をめぐる状況及び課題

ア　我が国の港湾貨物運送事業は、船舶の大型化や寄港地の絞り込みが急速に進むなど厳しい状況に置かれており、国際競争力の強化や AI 等の新技術を活用した生産性の向上が求められています。

港湾荷役の分野においても、港湾機能の高度化が一層進展し、もの揚げ装置・車両系荷役機械等の大型化と作業のスピード化が進んでいます。これに伴い、荷役作業における安全衛生上のリスクも変化しており、これに対応する必要があります。

また、港湾荷役の現場では、コンテナや鋼材等各種の重量物を扱っており、船内作業を中心に高所での作業も多く存在しています。さらに、複数の事業者が混在・近接して、各種荷役や関連作業、検数・検定等の作業を行っていることから、依然として、重篤な災害が発生するリスクは少なくありません。

イ　各種の安全対策を進めるに当たっては、本質安全化や工学的対策を取ることが重要ですが、港湾の現場では、本船や上屋など作業場所や設備が事業者の管理下にないことが多く、危険な作業そのものをなくす本質安全化や次いで有効とされる工学的な対策を事業者自らが講ずることが困難な場合もあります。

このため、港湾管理者等の港湾設備の管理者、荷役作業の発注者等に、労働災害の防止について理解いただくことも重要であり、積極的に情報提供等を行っていく必要があります。

ウ　本質安全化や工学的な対策が困難である場合、管理的な対策をとることとなりますが、これを有効なものとするためには、安全衛生管理活動について、全員参加の意識を醸成しつつ、継続的に実施することが重要です。

港湾荷役の現場は、取り扱う荷の種類や数量、作業方法、天候など、日によって状況が異なることが多く、日々の作業に伴うリスクを低減するためには、始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動、指差呼称運動、ヒヤリハット運動等の安全衛生管理活動を作業員全員が参加して継続することが必要です。その際、蓄積した労働災害情報や、ヒヤリハット事例に係る情報を活用することも効果的です。

また、作業を誤りなく安全に進めてゆくためには、作業の要所要所で指差呼称を行い、安全衛生上のポイントを確実に確認することが重要です。

エ　職場の世代交代と労働災害の長期的な減少に伴い、経験が浅く危険に対する認識が薄い労働者の災害が増加していることから、新規採用者に対する雇入れ時の安全衛生教育や危険体感教育等危険感受性を向上させる教育の実施、リスクや安全衛生対策が容易に認識できるような「安全の見える化」などを推進していく必要があります。

オ　地球温暖化の影響から、毎年のように異常気象下の酷暑といった状況が続いています。また、熱中症が発生したことがある会員事業場が 4 割に及んでいることからも、暑熱な環境下での作業における熱中症の防止にこれまで以上に取り組む必要があります。

さらに、酸素欠乏の危険のある場所での作業、粉じんが発散する場所での作業、化学物質を取り扱う場所での作業などでの健康障害の防止も重要な課題です。

カ　新型コロナウイルス感染症の問題は継続しており、手洗い、咳エチケット等を励行するとともに、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、事業場の実態に即した実行可能な対策を検討し、積極的に実施することが求められます。

キ　港湾貨物運送事業労働災害防止規程（以下「災防規程」といいます。）については、昨年

その一部を変更したところですが、これを周知し、変更後の災防規程に基づいた安全衛生活動を展開する必要があります。

第4　主な労働災害防止対策

本年度は、港湾第１３次防期間中の災害の発生状況を踏まえ、以下に掲げる事項を重点として各種対策を推進することとします。

また、主要対策別の実施事項を別表１のとおりとします。

なお、労働災害防止対策の実施に当たっては協会本部、総支部及び支部はそれぞれの立場から、会員事業場に対して支援に努めることとします。

１　死亡災害の撲滅に向けた対策の推進（特定災害の防止）

港湾１３次防において「特定災害」に指定した以下の（１）～（４）に掲げる災害の根絶を最重点として、各種の対策を推進します。

（１） 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害の防止【特定災害】

ア　作業主任者の選任及び安全確認等の職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、作業開始前の荷や玉掛用具の点検、作業員に対する合図方法及び退避場所の周知の徹底を行わせるとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

イ　作業開始時の作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底

作業開始時にツールボックスミーティングを実施し、KY ボードを作成すること等により、作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底を行う。

ウ　指差呼称による退避の確認の励行

作業中は、作業者全員が指差呼称を行うとともに、退避を励行する。

作業指揮者は、作業者が安全な場所に確実に退避したことを確認したうえで、荷の巻き上げ・巻き下げの合図を行うことを徹底する。

エ　地切り時及び巻き下げ時等の一旦停止の励行

動力クレーン等の運転者は、地切り時、巻き下げ時及び玉外し後の巻き上げ時の一旦停止及び安全確認を励行する。

（２） フォークリフト等の車両系荷役機械との接触による災害の防止【特定災害】

ア　作業計画の策定及び通行経路・作業範囲の特定

車両系荷役機械を用いた荷役作業を行うにあたっては、作業計画を策定することとし、その際、車両系荷役機械と作業者の動線ができる限り交差することがないよう検討するとともに、フォークリフト、ストラドルキャリヤーなどの車両系荷役機械の通行経路や作業区域を特定するよう努める。

イ　歩行者通路の表示及び誘導員の配置の励行

車両系荷役機械を用いた荷役作業を行う場所においては、歩行者通路を表示し、車

両系荷役機械の通行経路と歩行者通路が交差する箇所については、接触による危険の防止について表示等による注意喚起を行う。

作業員は交差箇所に立ち入る前に指差呼称による左右等の確認を実施し、車両系荷役機械の運転者は徐行又は一旦停止を励行する。

また、作業員への蛍光ベスト等の着用に努める。

さらに、作業員や検数員等が混在する場所において車両系荷役機械を用いた作業を行う場合は、誘導員を配置する。

ウ　沿岸荷役主任者等の選任と作業方法、合図方法、退避場所等の周知徹底

沿岸荷役主任者等を選任し、作業者に対する作業方法、合図方法、退避場所、制限速度の遵守等を周知徹底するとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

エ　車両系荷役機械への安全運転支援設備の導入の促進

車両系荷役機械へのバックモニター、近接警報装置、自動停止機能、ドライブレコーダーの設置などの安全運転支援設備の設置の促進を図る。

（3） 船内荷役作業での墜落災害の防止【特定災害】

ア　フルハーネス型等の墜落制止用器具の使用の励行

ハッチコーミング、コンテナの上などの囲い・手すり等の設置が困難な場所で作業を行う場合は、必要に応じて親綱等を設置のうえ、墜落制止用器具の使用を励行する。

なお、墜落制止用器具の選択に当たっては、墜落時の身体への衝撃の軽減を図るため、できるだけフルハーネス型墜落制止用器具を使用する。

また、船倉への昇降に際しては、安全ブロック等の使用を励行する。

イ　船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、親綱の設置や作業員の墜落制止用器具の着装を確認させるとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

ウ　高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的安全化、工学的対策の検討

作業方法の変更による高所作業の削減や、墜落の恐れのある場所への囲い・手すりの設置などの対策の促進を図る。

なお、港湾設備や船舶設備の改善が伴う場合には、必要に応じて、港湾設備の管理者、船主等の港湾関係者に、要請を行う。

（4） 海中への転落によるおぼれ災害の防止【特定災害】

ア　岸壁と本船間の通行設備の設置の励行

岸壁と本船の間の通行に際しては、転落防止用ネット付きの昇降設備の使用を励行する。

イ　海際の作業等における救命具の着用の徹底

はしけ作業など海際での作業について救命具を着用するとともに、その他の海への転落の危険がある箇所での作業についても、救命具の着用を徹底する。

ウ 岸壁作業における車両系荷役機械等の海への転落の防止

岸壁の海際で車両系荷役機械等を使用して作業を行う場合は、作業区域を設け、又は誘導員を配置するなど、海に転落することを防止するための措置を講じる。

エ 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、救命胴衣等の着用、通行設備の設置及び誘導員の配置を確認させるとともに、作業の直接指揮等の職務を励行させる。

2 労働災害の大幅な減少を目指した対策の推進

（1） 事故の型別の災害防止対策

休業 4 日以上の死傷災害が多く発生している以下の 3 類型の災害防止を意識して、安全衛生活動を展開する。

ア 墜落・転落による災害

船内作業に加え、上屋内等での高所作業についても、作業床を設け、作業床の端、開口部には囲い手すりを設けるなどの墜落防止措置を講じる。

墜落防止措置を講じることが困難な場合は、墜落制止用器具の装着を励行する。

なお、墜落制止用器具の選定に当たっては、衝撃による身体への影響を考慮し、フルハーネス型の墜落制止用器具の装着を図る。

イ はさまれ、巻き込まれ災害

荷の巻き上げ・巻き下げ時においては、荷との接触による災害を防止するため、作業員の安全な場所への退避を確実に行い、指差呼称による確認を励行する。

また、車両系荷役機械等との接触の防止を図るため、走行経路と作業者歩行者の分離を図るとともに、交差する場所での指差呼称による安全確認を励行する。

ウ 転倒災害

「STOP！転倒災害プロジェクト」を踏まえ、6月を重点取組期間とし、通路の障害物や凹凸の解消、照度の確保、手すりの設置、適切な移動・作業方法の励行、4S 活動の実施、危険箇所の見える化などの転倒災害の防止対策に取り組む。

（2） 事業場における安全衛生対策の強化

ア 経営トップの主導による安全衛生管理の充実

経営トップは、積極的に安全最優先の姿勢を示すとともに、安全衛生管理体制の充実を主導する。

また、経営トップ自らが積極的に職場巡視を行うなどにより、安全衛生に対する取り組み姿勢を示すとともに、災防規程の遵守を図る。

なお、災防規程については、その一部が変更されていることに留意すること。

イ 指差呼称・危険予知活動等の日常の継続的な安全衛生管理活動の実施

作業日、作業班ごとのリスクを確認しこれに対処するため、ツールボックスミーテイングによる危険予知活動を実施し、KY ボードを作成するとともに、始業時及び作業の要所要所での指差呼称の実施を励行する。

事業場ごとに、指差呼称指導員を選任のうえ、指差呼称指導員研修を受講させるな

どにより、指差呼称運動の一層の推進を図る。

また、ヒヤリハット活動、4S 活動等の日常的な安全衛生管理活動を積極的に実施する。

ウ　安全パトロール等の繰り返し実施による安全衛生活動の定着

安全パトロールを繰り返し実施することにより、作業現場におけるリスクの存在、これへの対処方法等について理解促進と定着を図る。

エ　職場の危険を低減するための対策の推進

前記イ及びウにより見いだした職場にひそむリスクや考えられるヒューマンエラーについて、現場の作業条件や作業方法の見直しを行い、改善を図る。

この見直しに当たっては、高所での作業をなくすなどの本質安全化や車両系荷役機械に接近警報装置を設置するなどの工学的な対策の導入を図る。

また、リスクや安全衛生対策が容易に理解することができるよう、「安全の見える化」などを推進する。

オ　作業主任者等の配置と職務の励行

船内荷役作業、沿岸荷役作業などでは、作業主任者等を選任し、作業の直接指揮等の職務の励行を徹底させる。

カ　安全衛生教育の充実

経験の浅い者の災害を防止するため、令和3年 3 月に各総支部支部に配布した雇入れ時教育資料（DVD）を活用するなどにより、雇入れ時の安全衛生教育を効果的に実施するとともに、危険体感教育などの教育の充実を図る。

また、フルハーネス型墜落制止用器具を使用する作業に従事する労働者に対する特別教育の実施を励行する。

キ　安全管理士(員)等の活用による安全衛生水準の向上

安全衛生水準の向上を図ろうとする中小規模事業場においては、本部または総支部に駐在する安全管理士(員)等を活用し、職場の実態に応じた安全衛生管理活動の推進を図る。

（3） 港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進

当協会では、長年にわたって港単位の横断的な安全衛生パトロールが行われ、リスクに対する相互の研鑽が重ねられてきたところである。

また、長年にわたり、指差呼称運動の定着に取り組んできている。

今年度は、これらの安全衛生パトロールのより一層の活性化、指差呼称の定着、変更された災防規程の周知を重要な課題として積極的に取り組むこととする。

ア　安全パトロールの実施による災防規程の遵守等にむけての助言・指導

港全体での安全パトロールを積極的に実施し、変更した災防規程の周知・遵守にむけて助言指導を行う。

また、同パトロールにおいて、作業現場におけるリスクの存在、これへの対処方法等に

ついて理解促進と定着を図るとともに、始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動、指差呼称運動、ヒヤリハット活動等の励行に向けた助言・指導を行うほか、巡視時のチェックリストについて、情報共有の促進を図り、充実に努める。。

さらに、安全パトロールのより効果的な実施、安全パトロール員の能力向上及び各港間の交流の促進を図るため、安全パトロール員が他の港の安全パトロールに参加する相互交流パトロールを実施する。

イ　指差呼称運動の一層の推進

昨年度改正された指差呼称運動実施要領及び今年度の指差呼称運動活動方針に基づき、始業、終業及び作業の要所要所における指差呼称の定着化を図る。

今年度においては、前記活動方針において「始業時における指差呼称の完全実施」を目標としていることに留意し、各港に推進委員会を設置し、

① 指差呼称強調月間（６月）における集中的な周知・啓発の実施

② 指差呼称指導員研修の開催

③ 港湾安全パトロール実施時における指差呼称の定着状況の確認及び指導

④ 定着化推進のための資料及び用品の配布

等の対策を実施する。

ウ　災害情報・ヒヤリハット事例及び安全の「見える化」や工夫改善事例等の共有化の推進

災害情報やヒヤリハット事例のデータベース、収集した安全の「見える化」や工夫改善事例について、会員事業場における活用を図る。

エ　全国港湾労働災害防止大会の実施等による安全衛生気運の醸成

全国港湾労働災害防止大会、経営トップセミナー、安全衛生セミナー、指差呼称強調月間、港湾労働安全強調期間、港湾労働衛生強調月間及び年末年始港湾無災害強調期間の実施に当たって、会員事業場のトップ、職長、フォアマン、安全・衛生管理者、安全衛生担当者等に広く参加を呼びかけ、安全衛生気運の醸成及び安全衛生知識の普及を図る。

また、安全衛生手法の工夫改善事例について、全国港湾労働災害防止大会での発表、展示や機関誌への掲載等各種の手法や機会を利用してその普及に努める。

オ 自然災害対策

荷役作業時に地震・津波・強風等の自然災害が発生し、緊急事態に至った際に、作業の中断と安全な場所への避難など的確な対応を図るため、避難マニュアル（モデル）の普及、緊急対応計画・防災管理規程等の整備に努めるとともに、安全な避難場所の設定・確保、防災避難訓練を励行する。

また、突風によるクレーン逸走災害防止のため、気象情報の早期・正確な把握、的確な判断等の徹底を図る。

（4） 港湾関係者との連携の推進

本部において、関係省庁、港湾関係団体の参加を得て「港湾荷役作業の労働災害防止のための連絡会議」を定期的に開催し、関係者間の情報共有を一層促進することとしてい

る。

このことを踏まえ、港湾管理者等の港湾設備の管理者、船主等の船舶設備の管理者、荷役作業の発注者、元請者等の港湾関係者に、毎月の機関紙・港湾労働安全強調期間等のポスター等の配布を行うとともに、港湾パトロールへの参加を要請する等により港湾荷役作業の安全衛生について一層の理解の促進を図る。

また、ガントリークレーン等の設備や岸壁の改修等の港湾設備の改善、揚荷装置や通路への手すりの設置などの船舶設備の改善、荷役作業時間の確保、危険物有害物事前連絡の励行等について、港湾関係者の理解と配慮が必要な事例や改善された事例の収集に努めるとともに、情報の共有化を図り、必要に応じて配慮を要請する。

3 労働者の健康対策の推進

港湾で働く労働者の健康を確保するため、以下の対策を推進します。

（1） 職業性疾病等による健康障害予防対策

ア 熱中症予防対策

「STOP 熱中症実施要領」に基づき、暑さ指数の把握及び評価を適切に行うとともに、

① 冷風機の設置・休憩場所の整備・空調服や風通しに配慮した安全帽の装着などの作業環境管理

② 暑さ指数の状況に応じた作業時間・休憩時間の見直し、熱への順化、水分・塩分の摂取などの作業管理

③ 健康診断結果に基づく健康状態の確認・作業開始時の健康状態の確認などの健康管理

等を実施する。

また、熱中症の危険性に体調管理に関する教育や異常時の措置に係る体制の整備を図る。

イ 酸素欠乏症予防対策

長期間閉じられていた船倉の内部、くず鉄・石炭等の酸化しやすい物質が積載されている場所、穀物・飼料等が保管されている場所などの酸素欠乏の恐れのある場所に立ち入る場合は、酸素欠乏危険作業主任者の選任、酸素濃度の測定、立入禁止の表示、換気の実施等の予防対策を励行するとともに、二次災害を防止するため空気呼吸器・送気マスク等の備付けを図る。

ウ 粉じん障害防止対策

「船倉内において鉱物等をかき落す作業」や「セメントや粉状の鉱石を袋詰めし、積み込み、又は積み下ろす場所における作業」等の粉じん作業については、第９次粉じん障害防止総合対策に基づき、休憩設備の設置、呼吸用保護具の適切な使用、じん肺健康診断の実施、じん肺の予防・健康管理のための教育の実施を励行する。

エ 化学物質その他の原因による健康障害予防対策

化学物質その他の原因による健康障害及び危険物の取扱による災害を防止するた

めコンテナ等の荷主等から、「危険有害物事前連絡表」の交付の徹底など、その一層の活用促進を図る。

また、危険有害物事前連絡表や化学物質安全データシート（SDSカード）の情報などにより有害性の恐れがある物質を取扱う場合は、作業主任者の選任、必要なばく露防止措置の実施、健康診断の実施等必要な措置を励行する。

さらに、石綿、一酸化炭素中毒等による健康障害を防止するため、必要な措置を講じる。

オ　腰痛予防対策

荷の持上げや不自然な作業姿勢などによる腰痛を予防するため、床面や照明などの作業環境の改善、他の作業との組合せなどの作業管理の改善、腰痛予防体操の実施などに取り組む。

（2） 心と身体の健康確保対策

ア　新型コロナウイルス感染症予防対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3条件が同時に重なる場所を避けるとともに、職場における咳エチケット・手洗いの徹底、日常的な健康状態の確認などの基本的な対策を講じる。

また、職場内外や通勤時における接触感染や飛沫感染の防止及び一般的な健康確保のための措置として、換気の実施・機器等の消毒・会議の回避・長時間の時間外労働の回避・時差出勤の実施等、事業場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策に積極的に取り組む。

さらに、感染症の陽性者が発生した場合の対応について、適正なルールを作成し、労働者に周知する。

イ　健康診断、産業保健機能の強化

健康診断は健康管理の基本であることから、一般健康診断・じん肺等の特殊健康診断の実施を励行するとともに、有所見者に対する二次検診の実施などのフォローアップに努めるなどの健康確保措置を推進する。

また、産業医や産業保健スタッフの選任を進めるとともに、産業保健総合支援センター等の活用を図るなどにより産業保健機能の強化に努める。

ウ 高年齢労働者対策

雇用者全体の内50歳以上の高年齢労働者の占める割合が約3割となるなど労働者の高齢化が進展していることから、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を踏まえ、中高年齢者に配慮した作業方法の改善、健康の保持増進、快適な職場環境の形成、安全衛生教育の実施などを一層進める。

エ 過重労働による健康障害防止対策

恒常的な長時間労働の計画的な削減、深夜業を含む業務に従事する労働者に対す

る健康診断の確実な実施、長時間労働を行った労働者に対する面接指導・健康相談等の実施など、過重労働による健康障害防止のための体制の整備に努める。

オ　職場におけるメンタルヘルス対策

労働者の心の健康の保持増進を図るため、心理的負荷に関する気づきを促進するためのストレスチェックの実施、受診の勧奨、高ストレス者に対する相談体制の整備、職場環境の改善等に努める。

また、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確にするとともに、相談体制の整備等の雇用管理上の措置に取り組む。

カ　受動喫煙防止対策

適切な受動喫煙防止対策が、労働者の健康の保持増進に資するものであることから、屋外喫煙所の設置等による分煙の実施などの受動喫煙防止対策に一層取り組む。

（3） 治療と仕事の両立に向けた取組み

疾病を抱える労働者の増加が予想されることから、治療や通院時間の確保、相談窓口の設置、作業の転換、労働時間の短縮など、働きながら治療を受けられる体制の整備に努める。

第5　組織的な労働災害防止活動の推進

労働災害防止活動の実施に当たって、総支部、支部及び会員事業場は、次に掲げる事項をも踏まえ、それぞれ具体的な実行計画を立案し、事業を効果的に推進することとします（別表1）。

1　労働災害防止運動の推進

（1） 全国港湾労働災害防止大会を実施し、安全衛生意識の高揚を図る。
（2） 主要港督励巡視、港湾研修、相互交流パトロール等を実施し、安全衛生水準の向上を図る。
（3） 各種安全衛生強調期間の実施により、安全衛生水準の向上を図る。
（4） 安全衛生表彰、無災害事業場表彰の実施等により、安全衛生意識の向上を図る。
（5） 危険予知活動及び指差呼称運動を推進するとともに、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図る。
（6） 本部、または総支部に駐在する安全管理士(員)等を安全衛生水準の向上を図ろうとする中小規模事業場に派遣し、職場の実態に応じた安全衛生管理活動の推進を図る。

2　安全衛生教育の推進

（1） 登録教習機関として実施する技能講習の積極的な開催及び適正な運営に努める。
（2） 経営トップセミナー、安全衛生セミナー、危険体感研修等を実施し、経営首脳者、管理監督者、作業指揮者、危険有害業務従事者、新規従事者等に対する安全衛生教育の充実を図る。

特に、令和2年度から開始した危険体感研修に積極的に参加するとともに、新たに作

成した新規従事者等に向けた安全衛生教育マニュアルを活用して、会員事業場の雇入れ時教育等の充実・強化を図る。

（3） 協会のテキスト、教材の充実・整備と活用を図る。

3 広報活動及び調査研究等の推進

（1） 機関誌及び協会ホームページ等による 「安全の見える化」の推進事例、災害防止に効果的な作業方法の改善や設備・機器の改善に係る好事例、安全衛生の先駆的な機器の紹介、災害事例、安全衛生のQ＆A等の情報提供の充実を図る。

ヒヤリハット事例の情報のデータベースについては、引き続き事例収集を図り、新たに搭載する等充実を図る。

また、労働災害情報データベースについて、新たな事例の搭載を行う等充実を図る。

（2） 安全衛生用品を充実し、活用の促進を図る。

（3） ホームページ、電子メール等にかかる情報セキュリティ対策を推進する。

4 変更された災防規程の周知

災防規程については、労働安全衛生法等関係法令の改正、荷役作業の変化等に伴い、昨年8月厚生労働省の認可を得てその一部を変更したところであり、安全衛生セミナーや必要に応じて説明会を開催しその周知に努め、遵守を図る。

5 港湾における第 14 次労働災害防止計画の策定

港湾 13 次防期間中の労働災害発生状況、労働災害防止活動の状況等を分析・評価したうえで、令和5年度を初年度とする第 14 次労働災害防止計画を策定する。

6 会員の拡大等

新規参入事業場及び賛助会員への加入促進を図る。

7 会議の開催

下記の会議等の開催等により協会の組織活動の推進を図る（別表2）。

①通常総代会・理事会の開催
②会長・副会長会議の開催
③常任理事会の開催
④安全衛生推進委員会の開催
⑤安全衛生実施委員会の開催
⑥安全衛生実施協議会の開催
⑦評価委員会の開催
⑧総支部・支部事務局事務担当者会議の開催
⑨安全管理士・安全管理員会議の開催
⑩各総支部における支部事務局主管者会議の開催

8 関係行政機関、関係諸団体等との連絡・提携・協力関係の一層の強化

次の行政機関、団体の中央・地方組織との連絡・提携・協力関係の強化を図る。

①厚生労働省、国土交通省等関係行政機関

②(一社)日本港運協会等業界団体
③(一社)日本港湾福利厚生協会、各港湾運送事業協同組合、(一財)港湾労働安定協会等港湾関係団体
④(一社)日本倉庫協会、(公社)全日本トラック協会
⑤(一社)日本船主協会、外国船舶協会、日本内航海運組合総連合会、船員災害防止協会等本船関係団体
⑥港湾管理者、埠頭管理者等港湾施設管理者
⑦(一社)日本産業車両協会、(一社)港湾荷役機械システム協会、日本造船工業会等業種団体
⑧中央労働災害防止協会及び各業種別労働災害防止団体
⑨検数、検定の各協会
⑩(独法)労働者健康安全機構